

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年1月28日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

香川県選挙管理委員会規則第1号

香川県公職選挙運動公営等実施規程の一部を改正する規則

香川県公職選挙運動公営等実施規程（昭和30年香川県選挙管理委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（契約業者等への自動車使用証明書等の提出）</p> <p>第50条の5 候補者は、自動車使用証明書、ビラ作成証明書又はポスター作成証明書を、<u>使用又は作成の実績に基づき作成し、公費負担条例第3条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者その他の者、ビラ作成業者又はポスター作成業者（以下「契約業者等」という。）に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、燃料供給業者に同項の自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したもの</u>の写しを添付しなければならない。</p> <p>3 第1項に規定する自動車使用証明書、ビラ作成証明書及びポスター作成証明書は、それぞれ別記第20号様式の6、別記第20号様式の7及び別記第20号様式の8に準じて作成しなければならない。</p>	<p>（契約業者等への自動車使用証明書等の提出）</p> <p>第50条の5 候補者は、自動車使用証明書、ビラ作成証明書又はポスター作成証明書を、<u>公費負担条例第3条に規定する有償契約を締結した一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者その他の者、ビラ作成業者又はポスター作成業者（以下「契約業者等」という。）に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項に規定する自動車使用証明書、ビラ作成証明書及びポスター作成証明書は、それぞれ別記第20号様式の6、別記第20号様式の7及び別記第20号様式の8に準じて作成しなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。